

④<<観光>>国家戦略特区等提案検討要請回答.xlsx

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
随時30-006-01	豊後高田市	滞在型観光特区	<p>本市は、昭和30年代をコンセプトに中心市街地商店街を「昭和の町」として再生させ、観光客が「0」の商店街に年間37万人もお客さんに来ていただけるようになった。また、最近ではおんせん県大分、ラグビーワールドカップなどインバウンドの気運が高まり、本市においても年間約10,000人(前年比約3倍)の外国人観光客が訪れている。さらに、本市は移住政策を重点事業としてさまざまな支援を行っており、昭和の町の空き店舗で民泊を行いたいとのニーズも高いが、旅館業法での建物の用途基準や民泊新法での営業日数により、初期コストや営業日数制限により、生業として事業に取り組むにはハードルが高い状況である。ホテル、旅館、農家民泊、商家民泊と多様なチャンネルを持つことで、商店街の空き店の有効利用、観光業での消費額の増加を図り、地域経済の基盤を確立する必要がある。</p>	住宅宿泊事業法(新法)による営業日の規制	住宅宿泊事業法第2条3項	営業日(180日ルール)の緩和	観光庁 厚生労働省	<p>宿泊営業の実施に当たっては、原則、旅館業法に基づく許可が必要であるが、住宅宿泊事業法は、旅館業法の例外として、そもそも居住の用に供すべき住宅を利用して宿泊営業を実施する場合においては、一定のルールの下で年間180日を限度に当該許可なしに宿泊営業の実施を認めるものであり、その例外は認められない。</p> <p>なお、年間180日を超えて宿泊営業を行う場合に利用できる制度としては、旅館業法に基づく簡易宿所営業の許可等や国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(特区民泊)の認定といった形のものがある。</p>